

## 刑事訴訟法の フレームワークを考える



神戸大学教授  
宇藤 崇  
UTO Takashi

本連載は、学部で刑事訴訟法に関する講義を受けた方や、一通り教科書を読んで勉強をしたという方が、自分の知識をブラッシュアップして、有機的につながりのあるものにしたいときに役立つような“副読本”を目指します。ただ、“副読本”といっても、重要判例の解説や事例問題のポイントを示すことを中心としたものではありません。そうではなく、現行刑訴法が採用している原理・原則や制度の枠組み（または不採用としたもの）を確認し、検討すべき論点をマッピングするための手掛かりを提供するものにして考えています。

このような目標を設定する理由は、次の2つです。まず、判例解説や事例問題を素材とした演習的なものについては、すでにすぐれたものがあり、それを読んでもらえればよいからです。本誌では、継続的に演習欄がもうけられており、学習の貴重な手掛かりとなるでしょう。もう1つの理由は、（むしろこちらが重要なのですが、）判例として目にするのがあまりなく、事例問題としても仕立てにくいものの、検討す

べき重要な論点というものが少なからず存在するからです。そのような論点と適切に対峙しようとするときには、むしろフレームワークを先に確認した上で、それを“地図”がわりにして、アタリをつけながら勘よく進むほうがよいときもあります。とりわけ刑事訴訟法の現在を考えると、改正も少なくなく、1つ問題を解決すれば、それはそれで新たな問題を生じさせますので、先のような場面は少なくないだろうと思います。

提供するものは“地図”ですから、ときに現在地にはない、少し遠くのものを目印にするときもあります。そのときには、いづれどこかで説明するだろうと気長に構えてください。また、刑事訴訟法の条文を前提とするならば、第1条が定める実体的真実主義や適正手続の保障を出発点にするのが自然かもしれませんが、後回しにします。刑事訴訟法自体が、これらの原理を具体化したものですから、先にどう具体化されているのかを見て、最後に振り返ることにします。